



「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙2)

区分	ア.介護施設に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	介護医療院サービスマニヤの費用のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
初・再診料	X	O	O	O
入院料等	X	X	O	O (A400の1 短期滞在手術等基本料1に限る。)
B001の1 ウイルス疾患指導料	O	O	O	O
B001の2 特定薬剤治療管理料	O	O	O	O
B001の3 悪性腫瘍特異物質治療管理料	O	O	O	O
B001の6 てんかん指導料	O	O	O	O
B001の7 難病外来指導管理料	O	O	O	O
B001の8 皮膚科特定疾患指導管理料	O	O	O	O
B001の9 外来栄養食事指導料	O	O	O	O ※1
B001の11 集団栄養食事指導料	O	O	O	O ※1
B001の12 心臓ペースメーカー指導管理料	O	O	O	O
B001の14 高度難聴指導管理料	O	O	O	O
B001の15 慢性維持透析患者外来医学管理料	O	O	O	O
B001の16 喘息治療管理料	O	O	O	O
B001の20 糖尿病合併症管理料	X	X	O	O
B001の22 がん性疼痛緩和指導管理料	O	O	O	O
B001の23 がん患者指導管理料	O	O	O	O
B001の24 外来緩和ケア管理料	O	O	O	O
B001の25 移植後患者指導管理料	O	O	O	O

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア.介護施設に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
B001の26 補送型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料			○	
B001の27 糖尿病透析予防指導管理料	×			○
B001の32 一般不妊治療管理料		○		
B001の33 生殖補助医療管理料		○		
B001の34 ハ 二次性骨折予防継続管理料3		○		
B001の35 アレルギ一性鼻炎免疫療法治療管理料		○		
B001の36 下肢創傷処置管理料	×			○
B001-2-4 地域連携夜間・休日診療料	×	○	×	○
B001-2-5 院内トリアージ実施料	×	○	×	○
B001-2-6 夜間休日教急搬送医学管理料	×	○	×	○
B001-2-8 外来放射線照射診療料		○		○
B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料		○		○
B001-3 生活習慣病管理料				○ (注3に規定する加算に限る。)
B001-3-2 ニコチン依存症管理料	×			○
B001-7 リンパ浮腫指導管理料（注2の場合に限る。）			○	
B005-6 がん治療連携計画策定料		○		
B005-6-2 がん治療連携指導料		○		
B005-6-3 がん治療連携管理料		○		
B005-7 認知症専門診断管理料		○		
B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料		○		

医学管理等

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア.介護医療院に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
<b>B009 診療情報提供料（I）</b> 注1 注6 注8加算 注10加算（認知症専門医療機関紹介加算） 注11加算（認知症専門医療機関連携加算） 注12加算（精神科医療連携加算） 注13加算（肝炎インターフェロン治療連携加算） 注14加算（眼科医療機関連携加算1） 注15加算（眼科医療機関連携加算2） 注18加算（検査・画像情報提供加算）	○			
B009-2 電子的診療情報評価料	x	○	x	○
B010-2 診療情報連携共有料	x	○	x	○
B011 連携強化診療情報提供料		○		
B011-3 薬剤情報提供料	x		x	○
B011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料	x			○
B012 傷病手当金意見書交付料		○		
上記以外			x	
C000 往診料	x	○	x	○
在宅医療 C014 外来在宅共同指導料			-	
第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算		○		
上記以外			x	
検査			x	○
画像診断			○	○
投薬			○	○
			※2	○
			(単純撮影に係るものを除く。)	○
			(専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア.介護施設に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
注射	○ ※3			○ (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)
リハビリテーション		○ (H005視能訓練及びH006難病患者リハビリテーション料に限る。)		
I000 精神科電気療法	x			○
I000-2 経頭蓋磁気刺激療法	x			○
I002 通院・在宅精神療法	x			○
I003-2 認知療法・認知行動療法	x			○
I006 通院集団精神療法	x		x	○ (同一日において、特別診療費を算定する場合を除く。)
I007 精神科作業療法	x		x	○
I008-2 精神科ショート・ケア（注5の場合を除く。）	x		x	○
I009 精神科デイ・ケア（注6の場合を除く。）	x		x	○
I015 重度認知症患者デイ・ケア料	x		x	○
上記以外			x	
処置	○ ※4			○
手術				○
麻酔				○
放射線治療				○
病理診断				○
B008-2 薬剤総合評価調整管理料			x	
B014 退院時共同指導料1			x	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア 介護医療院に入所中の患者 イ 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者	
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料		併設保険医療機関以外の保険医療機関
C007 在宅患者連携指導料		併設保険医療機関
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料		併設保険医療機関以外の保険医療機関
上記以外		
別表第三		
訪問看護療養費		
退院時共同指導加算		
		※5又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者

※1 介護報酬において、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）の別表（指定施設サービス等介護給付費単位数表）の4のイからへまでの注5に掲げる減算を算定した場合に限る。

※2 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。  
 ・抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）  
 ・疼痛コントロールのための医療用麻薬  
 ・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）

※3 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。  
 ・エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）  
 ・ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）  
 ・エポエチンベータベゴル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）  
 ・HIF-1阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）  
 ・疼痛コントロールのための医療用麻薬

※4 インタフェロニン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）  
 ・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）  
 ・血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体

創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）、喀痰吸引、排便、酸素吸入、酸素テント、皮膚科教育処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、腔洗浄、眼処置、耳処置、鼻処置、口腔、咽頭処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、ネブライザー、超音波ネブライザー、介達牽引、消炎鎮痛等処置、鼻腔挿入及び長期療養患者褥瘡等処置を除く。

※5 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

## 介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報を御確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

- (1) 厚生労働省 令和4年度介護報酬改定について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00040.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00040.html)

- (2) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省から発出される介護保険の最新情報を掲載

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/index_00010.html)

- (3) 介護サービス関係Q&A（厚生労働省ホームページ）

介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/qa/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/qa/)

- (4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧

介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/R3kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&qn=&tn=&pc=1>

- (5) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000935687.pdf>

※ 検索サイトで「保医発 0325 第2号」で検索すると閲覧できます。